

令和 7 年度 第 2 回

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会

～ 次 第 ～

日時：令和 7 年 6 月 2 3 日（月）

1 3 : 3 0 ～ 1 5 : 0 0

場所：本荘由利広域行政センター
「学習ホール」

1 開 会

2 あいさつ

会長 由利本荘市長 湊 貴信

3 報 告

報告第 1 号 令和 6 年度 由利高原鉄道（株）実績報告並びに
令和 6 年度 由利本荘市コミュニティバス等運行実績報告について

4 議 事

議案第 1 号

令和 6 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会事業報告について

議案第 2 号

令和 6 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会決算承認について

議案第 3 号

令和 7 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会事業計画（案）について

議案第 4 号

令和 7 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）について

議案第 5 号

令和 8 年度 由利本荘市地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について

議案第 6 号

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

5 その他

A I オンデマンド交通の実証運行事業について

6 閉 会

令和 7 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会

【委員】

(※備考欄の職氏名は本日の代理出席者)

区分	所属	職名	氏名（委員名）	備考
1 号	由利本荘市	市長	湊 貴 信	
2 号	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	企画総務部長	小 林 武 彦	羽後本荘駅長 齋藤 勝久
	由利高原鉄道株式会社	代表取締役社長	萱 場 道 夫	
	羽後交通株式会社	取締役社長	齋 藤 善 一	営業担当次長 金谷 文之
	一般社団法人秋田県ハイヤー協会	本荘由利支部長	小 石 和 弥	
	秋田県由利地域振興局	建設部長	柿 崎 誠 治	次長 伊藤 浩
3 号	由利本荘警察署	署長	田 口 暁	交通課長 佐藤 勇人
	国土交通省東北運輸局	鉄道部長	長 南 寿 則	【欠 席】
	国土交通省東北運輸局	秋田運輸支局長	唐 牛 俊 明	首席運輸企画専門官 平 太志
	秋田県観光文化スポーツ部	交通政策課長	信 太 博 之	シニアエキスパート 高橋 一也
	秋田県由利地域振興局	総務企画部長	窪 田 真 理	
	由利本荘市商工会	会長	佐 藤 久 美	【欠 席】
	由利本荘市観光協会	会長	猪 股 春 夫	【欠 席】
	秋田しんせい農業協同組合	代表理事組合長	佐 藤 茂 良	代表理事専務 小笠原 公毅
	一般社団法人由利本荘医師会	会長	松 田 武 文	【欠 席】
	由利本荘市教育委員会	教育長	秋 山 正 毅	
	由利本荘市校長会	会長	佐 藤 広 樹	【欠 席】
	由利本荘市PTA連合会	会長	高 橋 修	
	由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会	高校部会長	関 谷 洋 之	【欠 席】
	由利本荘市身体障害者協会	会長	三 浦 良 明	
	由利本荘市婦人団体連絡協議会	会長	土 田 典 子	【欠 席】
	由利本荘市老人クラブ連合会	会長	小 野 崎 一 哉	事務局長 高橋 寿和
	一般社団法人由利本荘青年会議所	理事長	土 田 寛 史	
	鳥海山ろく線運営促進連絡協議会	会長	佐 藤 久 美	【欠 席】
	由利本荘市企画振興部	部長	阿 部 徹	
	本荘地域公共交通利用者		大 竹 悦 子	
	矢島地域公共交通利用者		菅 原 賢 一	
	岩城地域公共交通利用者		今 野 正 樹	

【委員】

区分	所属	職名	氏名（委員名）	備考
3号	由利地域公共交通利用者		渡 部 完 治	
	大内地域公共交通利用者		佐々木 信 昭	
	東由利地域公共交通利用者		長 谷 山 博 昭	
	西目地域公共交通利用者		加 賀 秀 喜	【欠 席】
	鳥海地域公共交通利用者		佐 藤 保 弘	【欠 席】
	秋田大学	准教授	日 野 智	【欠 席】
	秋田県立大学	准教授	星 野 満 博	

【事務局：地域づくり推進課及び各総合支所】

所属	職名	氏名	
企画振興部 地域づくり推進課	課長	佐 藤 徳 和	
	班長	田 口 侑 樹	
	主査	池 田 勇 人	
	専門員	清 水 隆 司	
矢島総合支所 市民サービス課	参事兼課長補佐	佐 藤 始	【欠 席】
岩城総合支所 市民サービス課 振興班	主査	竹 田 光 輝	
由利総合支所 市民サービス課 振興班	主任	伊 藤 菜 乃	
大内総合支所 市民サービス課 振興班	主査	佐々木 紳 至	
東由利総合支所 市民サービス課 振興班	主席主査	今 野 翔	
西目総合支所 市民サービス課 振興班	主事	西 田 翔 平	
鳥海総合支所 市民サービス課	参事兼課長補佐	菊 地 勝	

令和 6 年度 由利高原鉄道（株）実績報告並びに
令和 6 年度 由利本荘市コミュニティバス等運行実績報告について

1. 由利高原鉄道

経常損益額：107,717,712 円（前年度 105,744,908 円）

- 【補助内容】鳥海山ろく線の運行にかかる経費の赤字補填として、由利高原鉄道株式会社に前年度の経常損失額を補填
※うち県補助額＝18,000,000 円（上限）

2. コミュニティバス

運行経費：144,029,361 円（前年度 139,774,639 円）

- 【実施地域】市内全 8 地域（本荘、矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海）
【実施形態】市街地内の循環バスのほか各集落と診療所、商業施設、公共施設などを結ぶ定時定路線型運行（一部定時定路線型予約運行あり）
※うち国庫補助 11,264,000 円、県補助額 20,165,000 円
※コミュニティバスの乗車実績参照

3. 羽後交通路線バスへの補助金

市の助成額：129,391,000 円（前年度 111,635,000 円）

- 【実施対象】市内路線バス全 9 路線
【実施形態】生活バス路線の運行にかかる市内走行分経費の赤字補填として、バス事業者に対して支払う補助金
※うち県補助額＝3,674,000 円

4. 運転免許自主返納者支援制度

市の負担額：327,000 円（前年度 327,100 円）

- 【実施地域】市全域
【実施内容】高齢者の事故防止を図るため、運転免許証自主返納者にコミュニティバス運賃 200 円の半額 100 円を支援

○令和 6 年度 市公共交通の維持に係る経費、補助金等の集計

項 目	A. 市が負担する 運行に係る経費 (1～4の合計額)	B. 国・県補助金	C. 運賃収入	D. 市が負担する 実質経費 (A－B－C)
鉄 道	105,744,908	18,000,000	—	87,744,908
バス合計	273,747,361	35,103,000	12,508,310	226,136,051
(路線バス)	(129,391,000)	(3,674,000)	—	(125,717,000)
(コミュニティ バス)	(144,356,361)	(31,429,000)	(12,508,310)	(100,419,051)
合 計	379,492,269	53,103,000	12,508,310	313,880,959

(参考)

「B 国・県補助金」の他、「地方バス路線運行維持対策費」として、路線バスへの補助及びコミュニティバス運行に係る経費の 8 割が、特別交付税（一般財源扱い）に算入されている。（令和 6 年度交付実績額 184,258,000 円）

「由利高原鉄道運営費補助金」については、決算確定後の翌年度補助となることから、上記の集計については、令和 6 年度補助額の前年度実績額を記載している。

また、同補助金については、県補助額 18,000,000 円を差し引いた金額を「過疎債」として借入れていることから、借入金の 7 割程度が「普通交付税」として算入されている。

（令和 6 年度の過疎債起債額 87,700,000 円×70%＝61,390,000 円程度）

由利高原鉄道(株) 第 4 1 期実績報告 (R 6 . 4 月～R 7 . 3 月分)

○輸送人員

	定期外					
	矢島	前郷	本荘	本社扱い	普通計	ワンマン
令和 5 年度 (40期)	9, 395	2, 556	13, 671	671	26, 293	11, 140
令和 6 年度 (41期)	9, 907	2, 394	13, 996	1, 147	27, 444	10, 433
対前年差	512	Δ 162	325	476	1, 151	Δ 707
対前年比	105. 4%	93. 7%	102. 4%	170. 9%	104. 4%	93. 7%

○運輸収入

	定期外					
	矢島	前郷	本荘	本社扱い	普通計	ワンマン
令和 5 年度 (40期)	4, 448, 353	884, 915	5, 999, 314	3, 182, 437	14, 515, 019	2, 881, 327
令和 6 年度 (41期)	4, 797, 130	814, 701	5, 783, 721	1, 090, 564	12, 486, 116	2, 999, 685
対前年差	348, 777	Δ 70, 214	Δ 215, 593	Δ 2, 091, 873	Δ 2, 028, 903	118, 358
対前年比	107. 8%	92. 1%	96. 4%	34. 3%	86. 0%	104. 1%

※本社扱い：通販・車内販売の販売扱い、ワンマンはJRからの乗り換え含む

(単位：人)

		定期外計	定期		定期計	総合計
回数券	団体		通勤	通学		
3,267	8,785	49,485	13,120	130,136	143,256	192,741
3,311	10,651	51,839	12,346	126,618	138,964	190,803
44	1,866	2,354	Δ 774	Δ 3,518	Δ 4,292	Δ 1,938
101.3%	121.2%	104.8%	94.1%	97.3%	97.0%	99.0%

(単位：円)

		定期外計	定期		定期計	総合計
回数券	団体		通勤	通学		
1,056,912	6,111,244	24,564,502	2,820,415	12,085,911	14,906,326	39,470,828
1,116,533	7,493,138	24,095,472	2,608,021	11,537,518	14,145,539	38,241,011
59,621	1,381,894	Δ 469,030	Δ 212,394	Δ 548,393	Δ 760,787	Δ 1,229,817
105.6%	122.6%	98.1%	92.5%	95.5%	94.9%	96.9%

(4)由利本荘市コミュニティバスの乗車実績（R 7. 3月末まで）

報告第 1 号

対象期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月

中段（）内は令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月乗車実績

下段は令和 6 年度と令和 5 年度の比較

地 域	路 線 名	令和6年度 運行内容	路線別			地域別					
			運行便数 (便)	乗車人数 (人)	乗車率	運行便数 (便)	乗車人数 (人)	乗車率			
			①	②	②／①	③	④	④／③			
本 荘	循環バス（御門町）	毎日運行 （日祝 5 便） 1 日 9 便	3,021	15,069	5.0	7,393 (7,391)	31,645 (31,151)	4.3 (4.2)			
			(3,013)	(15,213)	(5.0)						
			8	▲ 144	0.0						
	循環バス（八幡下）		3,021	15,400	5.1						
			(3,013)	(14,172)	(4.7)						
			8	1,228	0.4						
	子吉線（西地区）	週 2 日運行 1 日 7 便	651	826	1.3	2	494	0.1			
			(672)	(1,136)	(1.7)						
			▲ 21	▲ 310	▲ 0.4						
	子吉線（東地区）		700	350	0.5						
			(693)	(630)	(0.9)						
			7	▲ 280	▲ 0.4						
矢 島	桃野線	週 2 日運行 1 日 2 便	184	43	0.2	184	43	0.2			
			(190)	(30)	(0.2)	(190)	(30)	(0.2)			
			▲ 6	13	0.0	▲ 6	13	0.0			
岩 城	岩城線（君ヶ野行き）	週 5 日運行 1 日 1 2 便	1,458	3,667	2.5	3,688 (3,630)	7,759 (7,659)	2.1 (2.1)			
			(1,434)	(3,939)	(2.7)						
			24	▲ 272	▲ 0.2						
	岩城線（滝俣行き）		1,458	3,637	2.5						
			(1,434)	(3,161)	(2.2)						
			24	476	0.3						
	南沢線	週 3 日運行 1 日 4 便	572	356	0.6	58	100	0.0			
			(568)	(421)	(0.7)						
			4	▲ 65	▲ 0.1						
	道川北線		200	99	0.5						
			(194)	(138)	(0.7)						
			6	▲ 39	▲ 0.2						
大 内	中田代線	毎日運行 （土日祝 6 便） 1 日 1 0 便	3,542	6,855	1.9	8,207 (8,334)	12,675 (10,678)	1.5 (1.3)			
			(3,924)	(6,511)	(1.7)						
			▲ 382	344	0.2						
	高尾線		2,808	3,194	1.1						
			(2,652)	(2,535)	(1.0)						
			156	659	0.1						
	羽広－軽井沢線	週 6 日運行 （土日祝 5 便） 1 日 7 便	1,857	2,626	1.4						
			(1,758)	(1,632)	(0.9)						
			99	994	0.5						
東由利	八塩線	週 5 日運行 1 日 7 便	1,701	2,199	1.3	2,843 (2,831)	3,391 (3,853)	1.2 (1.4)			
			(1,708)	(2,802)	(1.6)						
			▲ 7	▲ 603	▲ 0.3						
	法内線		1,008	997	1.0						
			(1,001)	(873)	(0.9)						
			7	124	0.1						
	大吹川線	週 2 日運行 （全予約制） 1 日 4 便	134	195	1.5				12	▲ 462	▲ 0.2
			(122)	(178)	(1.5)						
			12	17	0.0						
西 目	西目線	週 6 日運行 （土曜 4 便） 1 日 9 便	2,387	2,419	1.0	2,387	2,419	1.0			
			(2,387)	(2,107)	(0.9)	(2,387)	(2,107)	(0.9)			
			0	312	0.1	0	312	0.1			
鳥 海	伏見笹子線	毎日運行 （土日祝 6 便） 1 日 1 2 便	3,618	3,450	1.0	8,426 (8,960)	6,079 (6,764)	0.7 (0.8)			
			(3,636)	(3,578)	(1.0)						
			▲ 18	▲ 128	0.0						
	伏見笹子線（新沢平経由）		282	254	0.9						
			(286)	(295)	(1.0)						
			▲ 4	▲ 41	▲ 0.1						
	中直根線	毎日運行（R7.04より） （土日祝 2 便） 1 日 1 0 → 8 便	2,614	1,309	0.5	▲ 534	▲ 685	▲ 0.1			
			(2,638)	(1,568)	(0.6)						
			▲ 24	▲ 259	▲ 0.1						
	猿倉線		1,195	394	0.3						
			(1,200)	(385)	(0.3)						
			▲ 5	9	0.0						
	皿川線	週 5 日運行 1 日 3 便	717	672	0.9						
			(1,200)	(938)	(0.8)						
			▲ 483	▲ 266	0.1						
合 計			33,128	64,011	1.9	33,128	64,011	1.9			
			(33,723)	(62,242)	(1.8)	(33,723)	(62,242)	(1.8)			
R 5 から R 6 の増減			▲ 595	1,769	0.1	▲ 595	1,769	0.1			

【市コミュニティバス 運行費実績】 対象期間: 令和5年10月～令和6年9月

報告第1号

No.	地域	路線名	系統数	道路運送法区分	運 行 開始日	運行費用	運行収入	市負担額	国庫 補助額	県 補助額	市実質 負担額	備 考
						(A)	(B)	(C)=(A)−(B)				
1	本 荘	循環バス	2	4条	H27.10.1	25,327,341	6,037,810	19,289,531	5,423,000	5,423,000	8,443,531	
2		子吉線	3	4条	H28.10.1	7,420,770	295,900	7,124,870	403,000	403,000	6,318,870	
3	岩 城	岩城線	4	4条	H24.4.1	20,599,999	1,489,000	19,110,999	0	3,701,000	15,409,999	
4		南沢線	2	4条	H15.4.14	1,383,542	80,100	1,303,442	0	0	1,303,442	
5		道川北線	1	4条	H27.10.1	399,485	18,700	380,785	0	0	380,785	
6	大 内	高尾線	2	79条	H24.4.1	11,382,106	462,200	10,919,906	0	455,000	10,464,906	
7		中田代線	2	79条	H28.4.1	17,515,796	1,417,000	16,098,796	3,708,000	3,708,000	8,682,796	
8		羽広－軽井沢線	15	79条	H28.4.1	11,213,587	345,600	10,867,987	400,000	1,510,000	8,957,987	
9	西 目	西目線	1	79条	H23.4.1	6,171,000	397,800	5,773,200	0	0	5,773,200	
10	鳥 海	伏見笹子線	10	79条	H24.4.1	15,774,237	733,700	15,040,537	0	3,209,000	11,831,537	
11		猿倉線	2	79条	H19.10.1	2,232,977	61,800	2,171,177	0	0	2,171,177	
12		中直根線	21	79条	H19.10.1	7,407,863	286,100	7,121,763	0	18,000	7,103,763	
13		皿川線	3	79条	H19.10.1	2,051,919	146,000	1,905,919	0	408,000	1,497,919	
14	矢 島	桃野線	1	79条	H24.10.1	1,418,532	6,400	1,412,132	0	0	1,412,132	
15	東由利	八塩線	2	4条	H28.10.1	7,798,337	502,300	7,296,037	901,000	901,000	5,494,037	
16		法内線	2	4条	H28.10.1	4,256,799	192,300	4,064,499	429,000	429,000	3,206,499	
17		大吹川線	9	4条	H28.10.1	1,675,071	35,600	1,639,471	0	0	1,639,471	
合 計			82	路線数17		144,029,361	12,508,310	131,521,051	11,264,000	20,165,000	100,092,051	
令和5年度合計			123	路線数17		139,774,639	12,020,300	127,754,339	10,964,000	22,533,000	94,257,339	

※本表は「秋田県生活バス路線等維持費補助金」対象期間で算定。

令和 6 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会 事業報告

【協議会開催】

- ◆第 1 回協議会 令和 6 年 5 月 7 日通知（書面協議）
 - ・鳥海地域コミュニティバス「伏見笹子線（新沢平系統）」の路線変更について
- ◆第 2 回協議会 令和 6 年 6 月 2 5 日開催
 - 令和 6 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会
 - ・令和 7 年度 由利高原鉄道生活交通確保維持改善計画（案）
 - ・バス路線（岩谷線・赤田線）の廃止協議について
 - ・交通空白地有償運送の「更新」について
- ◆第 3 回協議会 令和 6 年 8 月 7 日通知（書面協議）
 - ・路線バス「岩谷線」の廃止について
 - ・大内地域コミュニティバスのルート変更について
- ◆第 4 回協議会 令和 7 年 1 月 3 0 日通知（書面協議）
 - ・路線バス「赤田線」の廃止について
 - ・大内地域コミュニティバスのルート変更について
 - ・コミュニティバス「岩城線」のルート変更について
- ◆第 5 回協議会 令和 7 年 2 月 2 8 日開催
 - 令和 6 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会
 - ・由利本荘市地域公共交通計画の実施事業の検証について
 - ・由利本荘市地域公共交通確保維持事業に係る計画変更について

【分科会開催】

- 地域公共交通活性化再生協議会分科会（令和 7 年 1 月 2 3 日開催）
 - ・由利本荘市地域公共交通計画の実施の事業状況と次年度以降の計画について
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について

令和 6 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会決算書

歳入決算額 223,029 円

歳出決算額 223,029 円

差引残額 0 円

1 歳入

(単位：円)

項目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	摘要
1 負担金	223,000	223,000	0	由利本荘市より
2 諸収入	1,000	29	△ 971	預金利息 (29円)
合計	224,000	223,029	△ 971	

2 歳出

(単位：円)

項目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	摘要
1 事業費	222,000	209,500	△ 12,500	公共交通計画事業の実施 分科会の開催 (209千円)
2 返還金	1,000	13,529	12,529	由利本荘市へ
3 予備費	1,000	0	△ 1,000	
合計	224,000	223,029	△ 971	

監 査 報 告 書

令和 6 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会の収入、支出について
監査した結果、関係諸帳簿、証票に適合し、かつ適正であることを認めましたの
で報告いたします。

令和 7 年 6 月 9 日

監査委員 渡部 充治

監査委員 小 石 和 弥、

令和 7 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会 事業計画（案）

【協議会開催予定】

- ◆第 1 回協議会 令和 7 年 4 月 9 日通知（書面協議）
 - ・令和 7 年度由利高原鉄道生活交通改善事業計画（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）について

- ◆第 2 回協議会 令和 7 年 6 月 23 日
 - ・令和 6 年度 事業報告及び決算報告について
 - ・令和 7 年度 事業計画（案）及び予算（案）について
 - ・令和 8 年度 由利高原鉄道生活交通確保維持改善計画（案）について など

- ◆第 3 回協議会 令和 8 年 2 月下旬頃予定
 - ・由利本荘市地域公共交通計画の実施の事業状況と次年度以降の計画について
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について

※このほかに必要に応じて、書面決議による協議会も開催することがあります。

【分科会開催予定】

- 地域公共交通活性化再生協議会分科会 令和 8 年 1 月下旬予定
 - ・由利本荘市地域公共交通計画の実施の事業状況と次年度以降の計画について
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について

令和 7 年度 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

歳入予算額 11,488,000 円

歳出予算額 11,488,000 円

差引残額 0 円

1 歳入

(単位：円)

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘要
1 負担金	223,000	223,000	0	由利本荘市より協議会開催費・事業経費(223千円)
2 補助金	11,264,000	0	11,264,000	各事業者において収受していた国庫補助金を協議会にて一括収受（R7より） 予算額は令和6年度実績の国庫補助額を計上
3 諸収入	1,000	1,000	0	預金利息等
合計	11,488,000	224,000	11,264,000	

2 歳出

(単位：円)

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘要
1 事業費	220,000	222,000	△ 2,000	公共交通計画事業の実施 分科会の開催（220千円）
2 補助金	11,264,000	0	11,264,000	協議会にて収受した国庫補助金を各事業者へ分配
3 事務費	2,000	0	2,000	補助金の振込手数料
4 返還金	1,000	1,000	0	事業費残額を市へ返還
5 予備費	1,000	1,000	0	
合計	11,488,000	224,000	11,264,000	

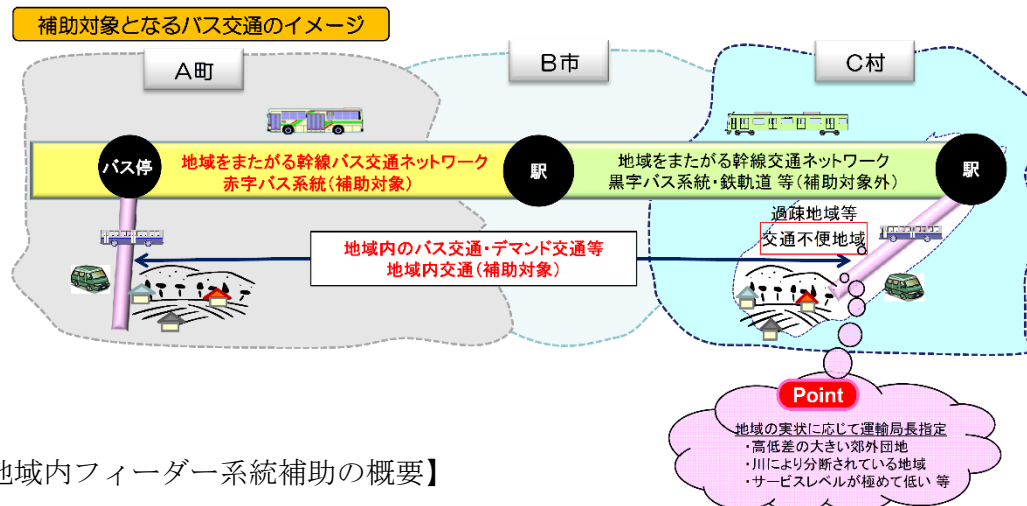
※ 1. 事業費は、地域公共交通計画の事業推進経費並びに事業検証・検討に係る分科会開催経費。

※ 2. 事業完了後に残額が生じる場合は市へ返還する（戻入処理）

令和8年度 地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について

次の路線を、地域内フィーダー系統補助対象とし、国の支援を受けようとするものであり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第18条で準用する第8条の規程により地域公共交通計画認定申請のため、別紙の地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について、協議会の承認を求めるものである。

	本荘地域循環バス（2系統）	羽広-軽井沢線（3系統）	
＜既掲載路線13系統＞	中田代線（2系統）	道川北線	西目線
	子吉線（2系統）	八塩線	法内線



【地域内フィーダー系統補助の概要】

1 補助要件

- ・ 地域をまたがる幹線バス交通ネットワークと接続するもの
(又は過疎地域等で地域をまたがる幹線交通ネットワークと接続するもの)
- ・ 経常赤字が見込まれるもの
- ・ 新たに運行を開始するもの (みなし適用含む)

2 新規性要件のみなし適用

- ・ 過去から継続している系統について、新たに運行する系統の主系統と、当該主系統と最も運行区間が重複する既存系統を比較し、
 - ① 異なる区間のキロ程が既存系統のキロ程の20%を超える場合
 - ② 異なる区間のキロ程が3キロ以上の場合
 のどちらかに該当する場合は、新たに運行を開始するものとして取り扱う。

令和 8 年度 地域公共交通確保維持事業に係る計画

令和 7 年 6 月 日

(名称) 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市、羽後町に接しており、面積は 1,209.59 km²で、秋田県の面積の 10.4%を占め、県内一の面積を誇る。

本市では鉄道 2 路線とバス 31 路線の公共交通網が形成されており、鉄道は日本海沿いに J R 羽越本線が本荘、岩城、大内、西目地域および市外を、子吉川に沿って山間部を運行する由利高原鉄道鳥海山ろく線が本荘、由利および矢島地域を結んでいる。令和 3 年度リニューアルした羽後本荘駅では、これらの鉄道路線だけでなく各種バス路線と接続しており、相互の乗り換えが可能である。また、本市におけるバス路線は幹線を羽後交通（株）、支線を市のコミュニティバスが運行しており、中心市街地内では循環バスも運行している。

これまでは、羽後交通（株）の不採算路線を市が代替運行することで路線の確保に努めてきたが、過疎化や人口減少、高齢化の進行によって交通空白地域から公共交通の運行要望が増加しており、新たな対応・対策が必要になってきている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和 6 年 3 月に策定した「由利本荘市地域公共交通計画」に掲げているとおり、令和 5 事業年度のコミュニティバスの利用者数を維持することを目標とする。

(由利本荘市地域公共交通計画 P75 参照)

各路線の輸送人員による事業目標

路線名	実績	目標（年間輸送人員）			
	令和 5 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
本荘地域循環バス	28,040 人	28,000 人	28,000 人	28,000 人	
道川北線	183 人	200 人	200 人	200 人	
西目線	2,222 人	2,400 人	2,400 人	2,400 人	
中田代線	6,640 人	5,500 人	5,500 人	5,500 人	
羽広－軽井沢線	1,728 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	
子吉線	1,445 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人	
八塩線	2,743 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人	
法内線	959 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人	

(2) 事業の効果

上記路線を維持することにより、本荘市街地、および岩城、西目、大内、東由利地域の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（道川北線、中田代線、子吉線 計3路線）。 1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしており、2次評価においても、ニーズ把握や原因の分析等に努め、様々な支援を活用しながら必要な施策を講じることと助言された。 これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。 ・路線の見直し（由利本荘市、事業者） ・市コミュニティバスの総合バスマップの作成（由利本荘市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
・羽後交通株式会社、光タクシー株式会社、東交通株式会社 （由利本荘市から上記運行事業者への委託料については、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。） ・由利本荘市
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数について、数値指標による KPI 評価および由利本荘市の運行ガイドラインによる路線評価を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
【由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会】	
・平成27年5月19日	由利本荘市平成28年度生活交通確保維持改善計画を承認
・平成28年2月10日	同計画の変更について承認
・平成28年6月29日	由利本荘市平成29年度生活交通確保維持改善計画を承認
・平成29年6月15日	由利本荘市平成30年度生活交通確保維持改善計画を承認
・平成30年6月22日	由利本荘市平成31年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和元年6月21日	由利本荘市令和2年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和2年7月10日	由利本荘市令和3年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和3年6月24日	由利本荘市令和4年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和4年6月29日	由利本荘市令和5年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和5年6月28日	由利本荘市令和6年度生活交通確保維持改善計画を承認
・令和6年6月25日	由利本荘市令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請を承認
・令和6年8月23日	由利本荘市令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）変更届出書を承認
・令和7年2月28日	由利本荘市令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）変更届出書を承認
・令和7年6月 日	由利本荘市令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請を承認
19. 利用者等の意見の反映状況	
・由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会への利用者代表の参加 ・沿線町内会や各種団体と対話会の開催 ・中高生、交通空白地域、市のホームページ等でのアンケート調査 ・市のホームページにて本計画に対するパブリックコメントの実施 ・上記意見により、ルートやダイヤ改正に反映	
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要	
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】	
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
※該当なし	
(2) 交通手段の検討状況	
※該当なし	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 秋田県由利本荘市尾崎17

(所 属) 由利本荘市企画振興部地域づくり推進課

(氏 名) 池田 勇人

(電 話) 0184-24-6378

(e-mail) tiiki@city.yurihonjo.lg.jp

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

1 背景

令和 5 年 4 月の道路運送法の改正（同年 1 0 月 1 日施行）により、これまで一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定または変更の協議は「地域公共交通会議」で行うこととされていたが、新たに道路運送法第 9 条第 4 項で規定する協議会において、必要な措置を講じた上で運賃及び料金の協議を行うことになった。

本市においては、市コミュニティバス等の運行形態、運行時刻および運賃等について協議を行っていたところであるが、法改正の趣旨を踏まえ、本協議会の下部組織として、当該運賃等に係る協議を行うための「運賃協議分科会」を新たに設置することとし、合わせて設置要綱を制定しようとするものである。

また、道路運送法施行規則第 4 条の 2 に定める構成員として、「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体」の追加が必要であったことから、合わせて関係する規約等を一部改正しようとするものである。

2 運賃協議分科会設置要綱の設定（案）

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会設置要綱（案）

……………資料 6－1

3 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約（案）

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約

……………資料 6－2

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会設置要綱（案）

令和 7 年 6 月 2 3 日制定

（設置）

第 1 条 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 9 条第 4 項及び由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき乗合旅客運送の運賃、料金に関する事項の協議を行うために設置する。

（組織）

第 2 条 分科会は、下表に掲げる委員をもって組織する。

（会長）

第 3 条 分科会会長は、由利本荘市長をもって充てる。

（会議の運営等）

第 4 条 分科会は、分科会会長が招集し、会長が議長となる。分科会の運営については、規約第 7 条第 2 項から第 4 項、第 8 条を準用するものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 3 日から施行する。

区 分		委 員
法第 9 条第 4 項 第 1 号の委員	当該路線等を その区域に含む市町村	由利本荘市長 又はその指名する者
法第 9 条第 4 項 第 2 号の委員	当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客 自動車運送事業者
法第 9 条第 4 項 第 3 号の委員	当該路線等を管轄する 地方運輸局長	東北運輸局 秋田運輸支局長 又はその指名する者
法第 9 条第 4 項 第 4 号の委員	関係住民の意見を代表する者として市 町村が指名する者	当該路線の関係地域 地域公共交通利用者

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約（案）

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約（平成 21 年 3 月制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「及び運賃・料金等」を削除する。

第 3 条第 5 項中「市有償運送」を「自家用有償運送」に改める。

別表第 3 項に「秋田県交通運輸産業労働組合協議会議長又はその指名する者」を追加する。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部改正

新旧対照表

新	旧
由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会 規約	由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会 規約
第 1 条～第 2 条 略 （事業）	第 1 条～第 2 条 略 （事業）
第 3 条 協議会は第 1 条の目的を達成する ため、次の業務を行う。	第 3 条 協議会は第 1 条の目的を達成する ため、次の業務を行う。
（1）～（3） 略	（1）～（3） 略
（4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客 運送の態様の協議に関すること。	（4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客 運送の態様 <u>及び運賃・料金等</u> の協議に関す ること。
（5） <u>自家用有償運送</u> の必要性及び旅客か ら収受する対価の協議に関すること。	（5） <u>市有償運送</u> の必要性及び旅客から収 受する対価の協議に関すること。
（6）～（7） 略	（6）～（7） 略
4 条～第 16 条 略	4 条～第 16 条 略
附 則	附 則
この規約は、令和 7 年 6 月 23 日から施行 する。	この規約は、令和 6 年 3 月 26 日から施行 する。

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約

(目的)

第1条 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる目的をもって設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法律」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため。
- (3) 由利高原鉄道鳥海山ろく線の活性化と再生を図るために必要な事項を協議するため。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を秋田県由利本荘市尾崎17番地に置く。

(事業)

第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様の協議に関すること。
- (5) 自家用有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (6) 由利高原鉄道鳥海山ろく線の活性化と再生を図るための協議に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長2名及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、由利本荘市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、別表に掲げる者とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議決方法は、出席者の過半数の同意によるものとする。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会の事務局を置く。

2 事務局は、由利本荘市企画振興部地域づくり推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月2日から施行する。

附 則（第1条、第3条改正）

この規約は、平成22年2月24日から施行する。

附 則（第2条、第11条改正）

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（第11条改正）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（別表改正）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（別表改正）

この規約は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（第1条、第3条、別表改正）

この規約は、平成26年11月20日から施行する。

附 則（第11条改正）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（第1条、第3条、第11条、別表改正）

この規約は、令和6年3月26日から施行する。

附 則（第10条）

この規約は、令和7年6月23日から施行する。

別表（第6条関係）

法律第6条第2項の区分	協 議 会 を 構 成 す る 委 員
(1) 地域公共交通計画を作成しようとする市	由利本荘市長又はその指名する者
(2) 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者
	由利高原鉄道株式会社代表取締役社長又はその指名する者
	羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者
	（一社）秋田県ハイヤー協会本荘由利支部長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者
(3) 公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市が必要と認める者	由利本荘警察署長又はその指名する者
	国土交通省東北運輸局鉄道部長又はその指名する者
	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
	秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者
	由利本荘市商工会会長又はその指名する者
	由利本荘市観光協会会長又はその指名する者
	秋田しんせい農業協同組合代表理事組合長又はその指名する者
	（一社）由利本荘医師会会長又はその指名する者
	由利本荘市教育委員会教育長又はその指名する者
	由利本荘市校長会会長又はその指名する者
	由利本荘市PTA連合会会長又はその指名する者
	由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会高校部会会長又はその指名する者
	由利本荘市身体障害者協会会長又はその指名する者
	由利本荘市婦人団体連絡協議会会長又はその指名する者
	由利本荘市老人クラブ連合会会長又はその指名する者
	（公社）由利本荘青年会議所理事長又はその指名する者
	鳥海山ろく線運営促進連絡協議会会長又はその指名する者
	由利高原鉄道株式会社応援大使の代表者
	本荘地域公共交通利用者
	矢島地域公共交通利用者
	岩城地域公共交通利用者
	由利地域公共交通利用者
	大内地域公共交通利用者
	東由利地域公共交通利用者
	西目地域公共交通利用者
	鳥海地域公共交通利用者
	秋田大学又は秋田県立大学の教授又は准教授
	秋田県交通運輸産業労働組合協議会議長又はその指名する者

A I オンデマンド交通実証概要

A I オンデマンド交通とは？

スマートフォンアプリや電話などで予約を受け付け、AIがリアルタイムに最適なルート进行計算し、車両を配車するシステム。



利用者のニーズに合わせて柔軟に運行ルートを設定できるうえ、複数の利用者ニーズを効率的に組み合わせて運行することが可能なため、定時定路線のバスよりも、利便性と効率性を有しているのが特徴。

由利本荘市 A I オンデマンド交通の実証運行概要（案）

< 運行概要 >

①車 両 . . .

10人乗りワゴン車

※タクシー事業者は10人まで可

路線バス事業者の場合は14人乗りが可

②予約方法 . . .

専用アプリと電話による受付

高齢者等、スマートフォンを

使用できない方を対象とした

電話受付も対応

③運 賃 . . .

通常料金 300～400円

利用促進に向けた

お試し乗車券の発行

アプリの利用促進のための

割引きなども検討

実証実験の中で

適正価格を探る

由利本荘市 A I オンデマンド交通の実証運行概要（案）

< 運行概要 >

④運行時間・・・9：00—18：30 ※12：00-13：00は運休時間

電話予約受付・・・8：50—17：00

ネット予約受付・・・8：30—18：00

高齢者や免許返納者等の日中の買い物、通院利用を主に想定。

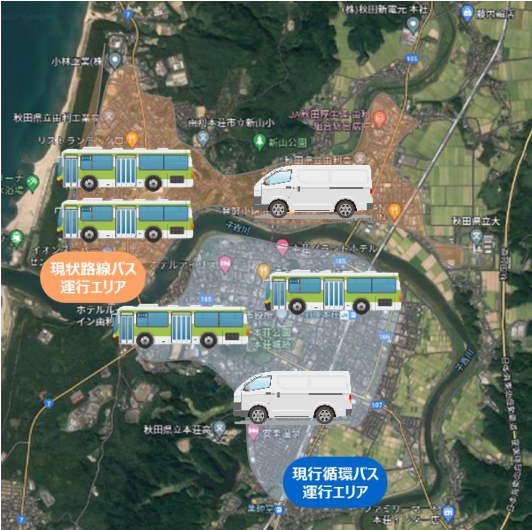
夕方は習い事への送迎や荒天時の帰宅利用を想定。

市民や観光客による飲食店までの利用など、

中心市街地の活性化にも期待。

由利本荘市 A I オンデマンド交通の実証実験の段階

市街地の循環バスと市内線の両エリアにてオンデマンドバスを追加投入して市民周知と受容性の確認、両路線の代替交通としての必要台数の検証をおこない、段階的に循環・路線バスの減便を行い、オンデマンドバス+タクシースポット配車にて転換していく。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
市内線エリア	路線バス2台（減便） + ODB1台	路線バス2台（減便） + ODB1台 + タクシースポット配車1台	ODB 2～3台 + タクシースポット配車1～2台
市街地エリア	循環バス2台 + ODB1台	循環バス2台（減便） + ODB1台 + タクシースポット配車1台	
運行時期	令和7年12月～1月想定	令和8年7月～9月想定	令和9年10月～本格運行
検証項目	✓ 市民への周知・受容性の確認 ✓ 運行事業者のオペレーション確認 ✓ 利用状況による必要台数の検証 ✓ 乗降場所の適正 ✓ 冬期間の交通状況に対する検証	✓ 循環バス・市内線からの転換性確認 ✓ 適正運賃の検討 ✓ タクシースポット配車のオペレーション成立性の確認 ✓ 夏場の利用状況の確認(猛暑対策)	✓ A I オンデマンド交通の本格運行 ✓ 循環バス・市内線の廃止
運行イメージ			



路線・循環バス



オンデマンドバス



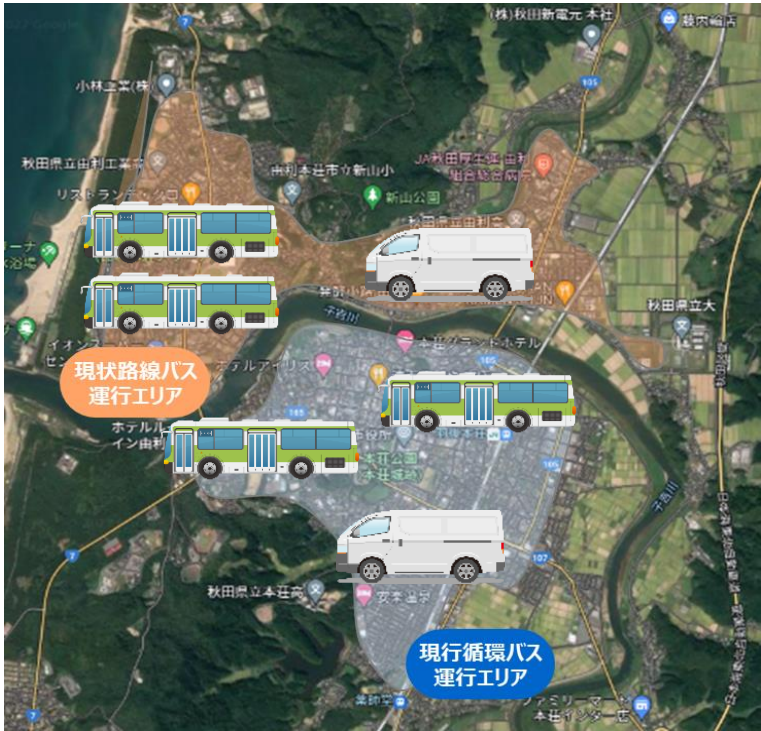
タクシースポット配車

※ODBはオンデマンドバスの略

由利本荘市 A I オンデマンド交通の実証の今後の流れ

今後のスケジュール

実施内容	R7									
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事業者の決定（入札）		▶								
分科会の開催			▶							
運賃協議分科会・協議会での決議			▶							
住民説明会				▶						
店舗等での街頭説明会				▶						
実証運行							▶			



- ・ 運行事業者の決定後、分科会を開催し、運行内容を決定
- ・ 分科会での決定事項を運賃協議分科会及び協議会で協議
- ・ 運行内容の最終決定に伴い、周知用チラシ等を作成
- ・ 住民説明会や街頭説明会を行い、周知・利用促進に努める